

12月3日～9日は「障害者週間」です

理解を深めるとともに、障害者が社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、障害者週間を設ける。

2 障害者週間は、12月3日から12月9日までの1週間とする。

3 国及び地方公共団体は、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

障害にご理解ください

障害者基本法では、障害者を「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」と定義しています。分かりやすく表現すると「生活のしづらさを抱える方」といえるでしょう。障害の内容や程度により生活のしづらさはさまざまです。

例えば、①下肢障害の方は「移動手段が限られてしまい、外出の機会が奪われてしまう」

②心臓や腎臓等の内臓機能障害

害や言語障害、聴覚障害といった、外見からは分からない障害の方は「他者から理解や協力が得られずに生活に不便が生じる」③記憶や感情の障害がある方は「人間関係に支障が生じてしまう」などがあります。

私たちは、健康に過ごしているつもりでも不意の事故や病気により、突然に障害を抱えてしまうことがあります。障害を持つことは誰にでも起こり得る身近な問題であり、他人事ではありません。障害に對し理解を深め、困っている方を見掛けたら、ぜひお手伝いをお願いします。

さまざまな活動を行っています

市では一年間を通じて、障害を持つ方や関係者がさまざまな場面で活躍しています。毎年8月には「夕涼み会



明るい選挙を実現するため

12月1日～21年1月10日は
寄付禁止強化期間です

政治家が選挙区内の方に、お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。有権者が寄付を求めることも禁止されています。これに違反すると処罰されます。

政治家は有権者に寄付を「贈らない!」、有権者は政治家に寄付を「求めない!」、政治家から有権者への寄付は「受け取らない!」の「三ない運動」を徹底し、明るい選挙を実現しましょう。

※ここでの「政治家」とは、現に公職にある方に加え、候補者や候補者になろうとしている方も含みます。

詳しくは選挙管理委員会事務局 ☎470・7790へ。



裁定請求書の事前送付を行っています

社会保険庁では、年金加入記録を基に受給資格の確認を行い、次の方に裁定請求書の事前送付をしています。

- ① 60歳で受給権が発生する方（老齢基礎年金の受給資格を満たし、厚生年金の加入期間が12カ月以上ある方。送付時期は60歳に達する3カ月前です）
- ② 65歳で受給権が発生する方と、60歳・64歳の方で既に受給権が発生しているが未請求の方。送付時期は65歳に達する3カ月前です

国民年金保険料の収納業務は民間委託をしています

国民年金保険料の収納業務は、社会保険庁から株式会社もしくはホットラインへ委託されています。もしもホットラインで、国民年金保険料が未納

申告用紙は12月中旬までに
お手元に届くよう発送します。
償却資産を所有する方で用紙が届かない場合は、課税課家

意ください。
詳細は申告用紙と一緒に送付する手引き等で、ご確認ください。

関係する市に在住する方および利害関係を有する方は、縦覧期間中、都知事に対して意見書を提出することができます。

【縦覧期間】 11月28日（金）～12月12日（金）

【縦覧場所】 市都市計画課（市役所5階 および都都市整備局都市計画課（都庁第二本庁舎21階北側）

意見書の提出は11月28日（金）～12月12日（金）に、都都市整備局都市計画課へ。詳しくは市都市計画課 ☎470・7768へ。

この改正では、機械および装置を中心に資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われています。申告を行う際は、ご注意ください。

意ください。
詳細は申告用紙と一緒に送付する手引き等で、ご確認ください。

関係する市に在住する方および利害関係を有する方は、縦覧期間中、都知事に対して意見書を提出することができます。

【縦覧期間】 11月28日（金）～12月12日（金）

【縦覧場所】 市都市計画課（市役所5階 および都都市整備局都市計画課（都庁第二本庁舎21階北側）

意見書の提出は11月28日（金）～12月12日（金）に、都都市整備局都市計画課へ。詳しくは市都市計画課 ☎470・7768へ。

償却資産（固定資産税）

申告は21年2月2日までに

固定資産税の課税対象となるものに、土地や家屋のほか、償却資産があります。償却資産とは、会社や個人で工場や

この改正では、機械および装置を中心に資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われています。申告を行う際は、ご注意ください。

意ください。
詳細は申告用紙と一緒に送付する手引き等で、ご確認ください。

関係する市に在住する方および利害関係を有する方は、縦覧期間中、都知事に対して意見書を提出することができます。

【縦覧期間】 11月28日（金）～12月12日（金）

【縦覧場所】 市都市計画課（市役所5階 および都都市整備局都市計画課（都庁第二本庁舎21階北側）

意見書の提出は11月28日（金）～12月12日（金）に、都都市整備局都市計画課へ。詳しくは市都市計画課 ☎470・7768へ。

防犯灯維持管理費に補助金を交付します

防犯灯や装飾灯を管理している自治会や商店会に対して、6月1日～11月30日に掛かった費用（電気料・取り替え経費）を補助します。

各団体の代表の方には申請書を送付しています。12月15日（月）までに、施設管理課市役所5階で手続きをしてください。

「東村山都市計画住宅市街地の開発整備の方針」に関する都市計画案について

縦覧を行います

「東村山都市計画住宅市街地の開発整備の方針」に関する都市計画案について、縦覧を行います。

「東村山都市計画住宅市街地の開発整備の方針」に関する都市計画案について

縦覧を行います

「東村山都市計画住宅市街地の開発整備の方針」に関する都市計画案について、縦覧を行います。

縦覧を行います

「東村山都市計画住宅市街地の開発整備の方針」に関する都市計画案について、縦覧を行います。

ご相談ください

弁護士による「夜間人権ホットライン」

12月4日から始まる「人権週間」の特別啓発活動の一環として、弁護士による法律相談を夜間に電話（ホットライン）でお受けします。困りごとがありましたら、気軽にご相談ください。個人の秘密は厳守します。



【日時】 12月5日（金）午後5時～8時
【相談電話番号】 03・5808・1915または、03・5808・1916
【相談時間】 10分
【費用】 無料
詳しくは財団法人東京都人権啓発センター ☎03・3871・0212へ。

ご参加ください

人権週間市民のつどい

【日時】 12月6日（土）午後2時～4時
【会場】 市民プラザホール、市役所1階屋内ひろば
【内容】 **第一部**=小・中学生の人権作文・標語・ポスターの入賞者表彰式、意見発表会 **▼第二部**=生徒・学校からのメッセージ
【入場料】 無料
当日直接会場へ。
詳しくは指導室 ☎470・7781または生活文化課 ☎470・7738へ。

中小企業者への資金融資特例措置を実施～信用保証料補助額の上限額を廃止します～

市では、昨今の経済不況に伴う対策として、20年12月1日～21年3月31日の申し込み受け付け分に限り、市内の中小企業者に対する制度融資の特例措置を実施します。詳しくは産業振興課 ☎470・7743へ。